

「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第 60 条及び同規則 40 条の規定に基づき事業者は、新たに職長に選任した者や作業を直接指導又は監督をする者（法定の作業主任者を除く）に対し、安全衛生の教育を実施することが義務づけられております。さらに建設業においては、平成 12 年 3 月 28 日付 基発第 179 号により「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」についても規定されております。

当協会では、事業主に代わって法令で定める教育課程に基づき、標記講習会を下記により開催いたします。法令を遵守し労働者の安全衛生等の知識高揚の為、貴事業場の該当者を受講させていただきますたくご案内申し上げます。

記

1 期 日 令和 7 年 11 月 11 日（火）～ 11 月 12 日（水）

2 会 場 新潟市秋葉区文化会館（一階 練習室 1）
新潟市秋葉区新栄町 4 番 23 号 TEL 0250-25-3301
<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

※ 会場が新潟地区市民会館から秋葉区文化会館に変更になりましたので、ご注意ください。

3 時 間 ○ 建設業以外 9 時～16 時（2 日間とも）
○ 建設業 9 時～17 時（2 日間とも）

4 定 員 30 名（定員になり次第締め切ります）

※ 参加人員が 6 名未満の場合は、効果的な授業とならないため、中止させていただきます、次回の職長教育に振り替えさせていただきますので、ご了承ください。

5 受講料 ○ 建設業以外 16,000 円（非協会員は 19,000 円）
○ 建設業 18,000 円（非協会員は 21,000 円）
※ 受講料には、テキスト代を含みます。

6 申込期限 令和 7 年 10 月 28 日（火）

7 申込方法 申込書と振込書の写しを FAX 又は郵送で送って下さい。受講番号は FAX 等でお知らせいたしますので、必ず TEL・FAX の記載をお願い致します。
受講料は下記口座に振込み願います。

◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019

◇ 申込先 〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社)新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

8 その他 ○全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

○当日は筆記用具、お昼を持参下さい。尚近くにコンビニ、飲食店あり

(参考)

※ 職長教育対象業種 (安衛法施行令第 19 条)

製造業・建設業・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業

但し、製造業は次に掲げるものを除く

たばこ製造業・繊維工業 (紡績業及び染色整理業を除く)

衣服その他の繊維製品製造業・紙加工品製造業 (セロファン製造業を除く)

※ 職長・安全衛生責任者教育対象業種 (H12.3.28 基発第 179 号)

建設業のみ

受講日 11 月 11・12 日「職長・安全衛生責任者教育」受講申込書

受講種別左側に○をつけてください。			
○付ける	職長・安全衛生教育 会員 16,000 円・非協会員 19,000 円	○付ける	【建設業】職長・安全衛生責任者教育 会員 18,000 円・非協会員 21,000 円
(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名			業種
所在地	〒		従業員数
受講番号	氏 名		生年月日
※	(ふりがな)		昭 ・ 平 年 月 日生
※	(ふりがな)		昭 ・ 平 年 月 日生
※	(ふりがな)		昭 ・ 平 年 月 日生
※	(ふりがな)		昭 ・ 平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者: _____ 印

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は 3 割頂きます。受講者の変更は前日まで
に連絡下されば、可能です。 ※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協
会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。